エコマーク商品類型 No.131「土木製品 Version1.12」認定基準の軽微な改定について

下表に今回の主な改定内容と概要を示す。（他の文言や体裁等の修正については抜粋参照）

改定個所	改定内容（案）	改定概要
4-1-2.A 木材（追加）	(2) 建設発生木材のうち、建築解体木材（建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料）を原料として使用する製品にあっては、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用すること。木材中の有害物質の含有について、土壌汚染対策法施行規則に定める別表第3（平成14年、環境省令第29号）に挙げられた特定有害物質のうち六価クロムおよび砒素の要件を満たすこと。 【証明方法】 原料に建築解体木材を使用する場合は、建築解体木材を分別していることの証明書（作業マニュアル、工程フローなど）を提出すること。また、第三者試験機関または自社などにより実施された試験結果を提出すること。	他の商品類型及び個別基準の整合をとるために、材料基準に建築解体木材の処理材排除要件を追加
4-1-2.C ガラス(5)	(~~5~~6) ガラスカレットからの有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた特定有害物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。なお、廃ガラスびんを原料として使用する場合は、使用するカレットの色（無色、茶色、その他）について報告すること。 【証明方法】 第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果の証明書類をそれぞれ提出すること。廃ガラスびんを原料として使用する場合は、無色、茶色、その他色カレットの使用状況を報告すること。	グリーン購入法では無色、茶色の廃ガラスびんを除いている品目があり、確認事項として追加。
4-1-2.E その他材料（追加）	E. その他材料 (8) 建築物の解体に伴って廃棄された石膏ボードを原料として使用する製品は、アスベスト、砒素、カドミウムを含有していたと判明している製品を分別・除去すること～（以下(37)(112)と同じ内容）	4-1-3. (37)舗装用材 (112)地盤改良材にあったアスベスト関係項目を全ての製品にかかるよう移行
4-1-3.(37) 舗装用材、(112)地盤改良材	（削除）~~(37)建築物の解体に伴って廃棄された石膏ボードを原料として使用する製品は～~~ （削除）~~(112)製品は、アスベストを含有しないこと。建築物の解体に伴って廃棄された石膏ボードを原料として使用する製品は～~~	
4-1-2.E その	(9) 建設汚泥を原料として使用する製品は、「建設汚泥再生利用マニュアル（平成20年12月、独立行政法人土木研究	建設汚泥使用時の要

他材料 （追加）	所編著）」を参考とした建設汚泥の排出条件、土質性状を確認する受け入れ基準を定め、適切な処理がなされた無機性汚泥のみを使用すること。環境基本法に基づく土壌環境基準または土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合しない建設汚泥については、適合するよう適正な処理を行う場合を除き、使用のないこと。 【証明方法】 申込者は付属証明書へ本項目の適合状況を記入すること。建設汚泥の受け入れ条件、処理の内容及びフローを説明した資料を提出すること。	求事項を追加。審査委員会および他商品類型 WG の指摘より排出状況の把握している汚泥に限定する規定を追加。
4-1-3.A 木製タイル・ブロック(7) ※証明方法は他の個別製品にも全て反映	(~~7~~10) 木質部の原料は、再・未利用木材の配合率が100質量%であること。~~低位利用木材のうち小径材において、aあるいはbに該当する場合の森林認証については、別表3を満たしているものであること。~~ 【証明方法】 原料事業者の発行する、原料が再・未利用木材であることの証明書を提出すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量証明書に記載すること。間伐材および低位利用木材については、別表3に規定する証明を提出すること。 (以下削除)	低位利用木材の要件及び間伐材等の証明方法を別表 3 へまとめて移行した。 再生材料の配合率、管理方法の記載は全商品を対象に統一した。
4-1-3.A 木製タイル・ブロック(10)	（削除）~~(10)製品はハロゲン系元素で構成される樹脂の使用のないこと。~~	4-1-2.B プラスチック(4) と重複するため削除
4-1-3.C 骨材(17)(18) ※コンクリート製品を含んでいる他の個別製品の有害物質の溶出・	(~~17~~19)製品中の有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた~~全ての~~特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。ただし、~~溶融スラグ骨材、スラグ骨材、ガラス骨材および軽量骨材については、~~「スラグ類の化学物質試験方法」JIS K 0058-1により試験を行うことを可と~~し、いずれの試験においても対象とする物質をカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素の8 種とする。再生骨材は、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素の8種について、JIS K 0058-1により試験を行うことを可と~~する。また、認定期間中においては年2回の試験を行い、試験結果を開示できること。	過去の WG 議事録、パブリックコメントの回答、および解説書の記載（セメントは 8 項目とする旨）より整合をとり、重金属 8 項目に限定した。 対象製品により、4 項

<table>
<tr><td>含有項目にも全て反映</td><td>(~~18~~20)製品中の有害物質の含有量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第3に挙げられた~~全ての~~特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する含有量基準に適合すること。ただし、~~溶融スラグ骨材、スラグ骨材、ガラス骨材および軽量骨材については、~~「スラグ類の化学物質試験方法」JIS K 0058-2により試験を行うことを可と~~し、いずれの試験においても対象とする物質をカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素の8 種とする。再生骨材は、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素の8種について、JIS K 0058-2により試験を行うことを可と~~する。また、認定期間中においては年1回の試験を行い、試験結果を開示できること。</td><td>目、6 項目、8 項目とバラツキがみられるため、その他の製品についてもコンクリート製品を含む製品は8 項目に統一して修正した</td></tr>
<tr><td>4-1-3.G 舗装用材(35)</td><td>G-２．再生路盤材および再生アスファルト混合物
(3~~5~~8)製品は、表 3 に示す再生材料の合計質量が製品質量全体の 50%以上配合していること。

表 3 路盤材およびアスファルト混合物に使用できる再生材料
<table><tr><th>再　生　材　料</th></tr><tr><td>―略―</td></tr><tr><td>~~再生プラスチック~~</td></tr></table></td><td>使用後の再リサイクルまで考慮すると、プラスチック製路盤材は不適切であるとの意見があり、削除</td></tr>
<tr><td>4-1-3.I 道路標識・区画線(57)</td><td>（削除）~~(57)製品中の有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法～~~</td><td>材料基準(5)ガラスと重複するため削除</td></tr>
<tr><td>4-1-3.N その他資材 N-6 地中埋設ケーブル保護管（追加）</td><td>(109)製品中の有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 2 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。スラグ類については、「スラグ類の化学物質試験方法」JIS K 0058-1 により試験を行うことを可とする。
【証明方法】
第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果の証明書類を提出すること。</td><td>再生材料による有害物質対策の観点から追加した。</td></tr>
<tr><td>別表 1</td><td>別表 1 対象製品</td><td>No.138「建築製品（材料系の資材）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td><table><tr><td>上・下水道材</td><td>~~再生硬質塩化ビニル製品~~</td><td>~~95) AS-58 排水用リサイクル硬質塩化ビニル管~~
~~(96) AS-62 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管~~
~~(97) PMMS300 硬質塩化ビニル製ます・マンホール用リサイクル三層立上がり部~~</td></tr></table></td><td>Version1」排水・通気用硬質ポリ塩化ビニル管に移行、本類型から削除</td></tr>
<tr><td>4-1-3.L 上下水道材(74)(81)</td><td>(74~~4~~6) 製品は、以下のa.またはb.のいずれかに適合すること。～
表 9 上・下水道材に使用できる再生材料<table><tr><td rowspan="2">プラスチック</td><td>~~再生硬質塩化ビニル~~</td><td>~~再生硬質塩化ビニル/全硬質塩化ビニル×100≧50~~</td></tr><tr><td>再生プラスチック
~~(硬質塩化ビニルを除く)~~</td><td>再生プラスチック/全プラスチック×100≧70[60]</td></tr></table>
~~(81)再生硬質塩化ビニル製品、再生プラスチック製品については、廃棄時にリサイクルのルートが確立しており、製品中プラスチック部分の 70%以上（ただし、本基準制定後、2 年間は 50%以上で可とする）が回収され、回収されたプラスチックの 60%以上がマテリアルリサイクルされることが確かであること。回収されたプラスチックの残りの部分については、エネルギー回収などの利用がなされること。~~</td><td>再生硬質塩化ビニル製品の排水管を想定した要求事項であったため、削除。</td></tr>
<tr><td>解説
1.対象について</td><td>1-17.上・下水道材
金属製品は、鋼材と同様の考え方で対象外とした。上水道用製品は、特段の環境配慮を行っている製品はないため対象外とした。なお、再生硬質塩化ビニル製品については、2009 年 11 月 4 日改定によりエコマーク商品類型 No.138「建築製品（材料系の資材）Version1.5」に一本化したため、本商品類型の対象製品から削除した。</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>引用元の改版に伴う内容</td><td>・「建設汚泥リサイクル指針（平成 11 年 10 月（財）先端建設技術センター編著）」⇒「建設汚泥再生利用マニュアル（平成 20 年 12 月、独立行政法人土木研究所編著）」
・「建設汚泥再生利用技術基準案（平成 11 年 3 月建設省技調第 71 号）」⇒「建設汚泥処理土利用技術基準（平成 18 年 6 月 12 日、国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号）」</td><td>最新の資料名に修正</td></tr>
</table>

改定予定日：2009 年 11 月 4 日

エコマーク商品類型 No.131「土木製品 Version1.13」認定基準全改定箇所（抜粋）

１．認定基準制定の目的

－省略－

２．適用範囲

－省略－

３．用語の定義

共通基準に関する用語	
再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。ただし、本商品類型は、間伐材、低位利用木材、産業活動に伴い発生するスラグなどを再生材料に含めることとする。
木材に関する用語	
低位利用木材	林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。また、竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。 なお、小径材については、末口径 14cm 未満の木材とし、以下の a あるいは b に該当する場合は、中立的な第三者あるいは公的機関によって、持続可能な管理がなされている森林であることの認証を受けているものとする。 a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径材 b. 人工林において皆伐、~~郡~~群状拓伐および帯状拓伐によって産出された丸太から得られる小径材

４．認定の基準と証明方法

４-１．環境に関する基準と証明方法

４-１-１．共通基準と証明方法

(1)　－省略－

４-１-２．材料に関する基準と証明方法

A.　木材

(2) 建設発生木材のうち、建築解体木材（建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料）を原料として使用する製品にあっては、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用すること。木材中の有害物質の含有について、土壌汚染対策法施行規則に定める別表第3（平成14年、環境省令第29号）に挙げられた特定有害物質のうち六価クロムおよび砒素の要件を満たすこと。

【証明方法】
原料に建築解体木材を使用する場合は、建築解体木材を分別していることの証明書（作業マニュアル、工程フローなど）を提出すること。また、第三者試験機関または自社などにより実施された試験結果を提出すること。

~~(2)~~(3)　－省略－

B．プラスチック

~~(3)~~(4) ー省略ー

~~(4)~~(5) プラスチックは、ポリマ骨格にハロゲンを含む~~ポリマおよび有機ハロゲン化合物~~プラスチックを処方構成成分として添加していないこと。ただし、「L.上・下水道材」および「N-7.止水板」は本項目を適用しない。

【証明方法】
~~付属証明書に~~製品に使用するプラスチック材料について、ポリマ骨格へのハロゲン元素~~を含むポリマおよび有機ハロゲン化合物~~の添加の有無を付属証明書に記載し提出すること。

C．ガラスカレット

~~(5)~~(6) ガラスカレットからの有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた特定有害物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、~~ヒ素~~砒素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。なお、廃ガラスびんを原料として使用する場合は、使用するカレットの色（無色、茶色、その他）について報告すること。

【証明方法】
第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果の証明書類をそれぞれ提出すること。廃ガラスびんを原料として使用する場合は、無色、茶色、その他色カレットの使用状況を報告すること。

D．繊維

~~(6)~~(7) ー省略ー

E．その他材料

(8) 建築物の解体に伴って廃棄された石膏ボードを原料として使用する製品は、アスベスト、砒素、カドミウムを含有していたと判明している製品を分別・除去すること。なお、除外するべき具体的な廃石膏ボードは、「石膏ボード製品におけるアスベストの含有について」(社団法人 石膏ボード工業会)、「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」（建設副産物リサイクル広報推進会議）などを参考に選定すること。
石膏ボード加工製品の製造工場や新築工事現場で廃棄された石膏ボードのみをリサイクルした製品は、再生材料にアスベストが含有していないので、分析を行う必要はない。

【証明方法】
申込者は付属証明書へ本項目の適合状況を記入すること。アスベスト、砒素、カドミウムを含有していたと判明している製品を分別・除去している場合は、分別・除去の具体的な方法を報告すること。なお、分析調査による判定の場合は、トレモライト等6種の石綿が0.1%を超えて含有しないことを平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」で示されている「JIS A1481 建材製品中

のアスベスト含有率測定方法」（2008）などに準拠する方法によること。

(9) 建設汚泥を原料として使用する製品は、「建設汚泥再生利用マニュアル（平成20年12月、独立行政法人土木研究所編著）」を参考とした建設汚泥の排出条件、土質性状を確認する受け入れ基準を定め、適切な処理がなされた無機性汚泥のみを使用すること。環境基本法に基づく土壌環境基準または土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合しない建設汚泥については、適合するよう適正な処理を行う場合を除き、使用のないこと。

【証明方法】
申込者は付属証明書へ本項目の適合状況を記入すること。建設汚泥の受け入れ条件、処理の内容及びフローを説明した資料を提出すること。

4-1-3．個別製品に関する基準と証明方法

A. 木製タイル・ブロック

~~(7)~~(10) 木質部の原料は、再・未利用木材の配合率が100質量%であること。~~低位利用木材のうち小径材において、aあるいはbに該当する場合の森林認証については、別表3を満たしているものであること。~~

－以下省略－

【証明方法】
原料事業者の発行する、原料が再・未利用木材であることの証明書を提出すること。
また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量証明書に記載すること。
間伐材および低位利用木材については、別表3に規定する証明を提出すること。~~ただし、原料事業者が多数の場合、原料事業者一覧表および原料取引量上位10社の証明書を提出すること。~~
~~原料が間伐材を使用する場合は、産地、樹種、数量、植栽年を記載した産地証明書と対象となる林分の写真を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。~~
~~原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。該当の場合は、第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類をあわせて提出すること。~~
~~・森林の種類（天然生林、人工林）、産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。~~
~~・どのような状況（病虫獣害・災害を受けた、曲がり材あるいは小径材であるなど）で産出された木材であるか。小径材については、施業方法、末口径などを報告すること。~~

~~また、低位利用木材のうち、原料に竹を使用する場合は、以下について記載した証明書と竹林の周辺の写真または地図を提出すること。~~
~~・竹の種類、産地、周辺の状況、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることの説明、管理計画、数量。~~
~~エコマーク商品類型No.111「木材などを使用したボードVersion2.0」の認定製品を使用した製品にあっては、当該製品の「製品名」および「認定番号」を申込書に記載することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。~~

~~(8)~~(11) －省略－

~~(9)~~(12) 製品に塗料が使用されている場合は、エコマーク商品類型No.126「塗料Version~~1.0~~2」以降の基準を満たしていること。

【証明方法】
エコマーク商品類型No.126「塗料Version~~1.0~~2」以降の「認定基準の適合の証明方法」における証明方法に従うこと。－省略－

~~(10)~~(13)製品の包装はリサイクル容易性に配慮されていること。包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマ骨格にハロゲンを含むプラスチック~~ポリマおよび有機ハロゲン化合物~~を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
製品の梱包状態および使用梱包材などを付属証明書に具体的に記載すること（図、写真などを用いて補足してよい）。また、包装に使用されるプラスチック材料について、ポリマ骨格へのハロゲン元素~~を含むポリマおよび有機ハロゲン化合物~~の添加の有無を付属証明書に記載すること。

B．鉄鋼建材

~~(11)~~(14)－省略－

~~(12)~~(15)－省略－

~~(13)~~(16)－省略－

C．骨材

~~(14)~~(17)再生骨材は、コンクリート構造物を解体したコンクリート塊を破砕して製造した粗骨材の配合率が製品質量全体の100質量%であること。－以下省略－

【証明方法】
原料の供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量証明書に記載すること。

~~(15)~~(18)－省略－

~~(16)~~(19)製品からの有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた~~全ての~~特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。ただし、~~溶融スラグ骨材、スラグ骨材、ガラス骨材および軽量骨材については、~~「ス

ラグ類の化学物質試験方法」JIS K 0058-1により試験を行うことを可と~~し、いずれの試験においても対象とする物質をカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素の8種と~~する。~~再生骨材は、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素の8種について、JIS K 0058-1により試験を行うことを可とする。~~また、認定期間中においては年2回の試験を行い、試験結果を開示できること。－以下省略－

~~(17)~~(20)製品中の有害物質の含有量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第3に挙げられた~~全ての~~特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する含有量基準に適合すること。ただし、~~溶融スラグ骨材、スラグ骨材、ガラス骨材および軽量骨材については、~~「スラグ類の化学物質試験方法」JIS K 0058-2により試験を行うことを可と~~し、いずれの試験においても対象とする物質をカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素の8 種とする。再生骨材は、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素の8種について、JIS K 0058-2により試験を行うことを可と~~する。また、認定期間中においては年1回の試験を行い、試験結果を開示できること。－以下省略－

D. セメント

~~(18)~~(21)原料として、用語の定義に言う~~「~~再生材料~~」~~であって、表 1に定めた材料を使用していること。

【証明方法】
配合している再生材料について、供給元が発行する原料証明書を添付すること。~~説明する文書を提出すること~~。

~~(19)~~(22)製品1トンの製造に使用する原料（燃料および混合材料を含む）のうち、上記再生材料の合計が0.4トン以上であること。－以下省略－

【証明方法】
製品１トン当たりの製造に使用する原料の総質量および使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量証明書に記載すること~~そのうちの再生材料の合計質量をそれぞれ明記すること~~。

~~(20)~~(23)－省略－

~~(21)~~(24)製品中の有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、~~ヒ素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。－以下省略－

~~(22)~~(25)製品中の有害物質の含有量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第3に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、~~ヒ素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する含有量基準に適合すること。－以下

省略－

E．コンクリート混和材

~~(23)~~(26)高炉スラグ微粉末にあっては、原料に高炉スラグを100%配合していること。－以下省略－

【証明方法】

~~再生材料回収事業者の~~供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量証明書に記載すること。

F．コンクリート製品

~~(24)~~(27)製品は、以下のa.またはb.のいずれかに適合すること。

a．透水性コンクリートを使用する製品

透水係数が1×10^{-2}cm/sec以上であること。

b．表2に示す~~「~~再生材料~~」~~を基準配合率以上使用していること。－以下省略－

表 1~~2~~　コンクリート製品に使用できる再生材料

再生材料の種類	基準配合率（%）
対象「骨材」の基準C．(1~~5~~7)を満たす骨材 対象「セメント」の基準D．(~~19~~21)～(2~~0~~2)を満たすセメント 対象「コンクリート混和材」の基準E．(2~~4~~6)を満たす混和材	製品中の再生材料合計質量 / 製品質量 ×100 ≧50
対象「骨材」の基準C．(1~~5~~7)を満たす骨材	骨材中の再生材料合計質量 / 骨材質量 ×100 ≧50
対象「セメント」の基準D．(~~19~~21)～(22~~0~~)を満たすセメント 対象「コンクリート混和材」の基準E．(2~~4~~6)を満たす混和材	セメントおよび混和材中の再生材料の合計質量 / セメント質量＋混和材質量 ×100 ≧50

【証明方法】

a.については、透水係数に関する試験結果を提出すること。

b.については、供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量~~を付属~~証明書に記載すること。

~~(25)~~(28)製品中の有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 2 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、~~ヒ素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。－以下省略－

~~(26)~~(29)製品中の有害物質の含有量について、土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 3 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、~~ヒ素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する含有量基準に適合すること。－以下

省略－

~~(27)~~(30)【施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルを有し、当該製品を使用する施工者および構造物の所有者に配布すること。なお、マニュアルには以下の内容についての記載があること。

a. 認定基準4-1-3.(27)～(29)（透水性コンクリートまたは再生材料の使用、~~施工時および使用・維持・管理時の~~製品中~~から~~の有害物質）~~の溶出および磨耗などによる有害物質を含む粉体の発生、認定基準(26)、(27)に関する情報~~に関する情報（詳細については、問い合わせも可であることを明記する）－以下省略－

~~(28)~~(31)－省略－

G. 舗装用材

G-１．ゴム製舗装材およびゴム粒子入り凍結抑制舗装材

~~(29)~~(32)製品に使用する全ゴム中の再生ゴムの質量割合が100%であること。

【証明方法】

~~付属証明書に全ゴム中の再生ゴムの質量割合を記載し、原料事業者などの~~供給元が発行する原料~~および前処理~~証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量証明書に記載すること。

~~(30)~~(33)－省略－

~~(31)~~(34)－省略－

~~(32)~~(35)－省略－

~~(33)~~(36)認定基準~~G.~~ 4-1-3.(3~~3~~5)に関する情報を提供できること。－以下省略－

G-２．再生路盤材および再生アスファルト混合物

~~(34)~~(37)製品は、表3に示す再生材料の合計質量が製品質量全体の50%以上配合していること。建設汚泥、製紙スラッジを使用する場合は、原料の前処理または製品の製造工程において、「建設汚泥再生利用マニュアル（平成20年12月、独立行政法人土木研究所編著）~~建設汚泥リサイクル指針（平成11年10月（財）先端建設技術センター編著）~~」に基づく高度安定処理、焼成または溶融固化されていること。

表 3 路盤材およびアスファルト混合物に使用できる再生材料

再　生　材　料
改質アスファルト
アスファルト･コンクリート塊、コンクリート塊
採石および窯業廃土
珪砂水簸時の微小珪砂(キラ)
鉄鋼スラグ
鋳物砂
陶磁器屑
石炭灰
~~再生プラスチック~~

貝殻
ガラスカレット
石膏（脱硫石膏を含む）
建設汚泥
製紙スラッジ

【証明方法】
供給元が~~再生材料回収事業者の~~発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量証明書に記載すること。
建設汚泥、製紙スラッジを使用している製品は、高度安定処理、焼成または溶融固化がされていることの証明書を提出すること。

~~(35)~~(38)製品中の有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 2 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、~~ヒ素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。－以下省略－

~~【証明方法】~~
~~申込者は付属証明書へ本項目の適合状況を記入すること。アスベスト、ヒ素、カドミウムを含有していたと判明している製品を分別・除去している場合は、分別・除去の具体的な方法を報告すること。なお、分析調査による判定の場合は、トレモライト等６種の石綿が0.1%を超えて含有しないことを平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」で示されている「JIS A1481 建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（2008）などに準拠する方法によること。~~

H．造園・緑化材

~~(36)~~(39)製品は、表4に示す~~「~~再生材料~~」~~の合計質量が製品質量全体（植生シートなどの種子を除く）の70%以上であること。ただし、コンクリートとその他の材料を組み合わせて使用した製品は、コンクリート部分を除いた製品質量に対する再生材料配合率が70%以上であること。コンクリートのみで構成される製品、またはコンクリート部分は、表5に示す~~「~~再生材料~~」~~を基準配合率以上使用していること。使用する再生材料の算出方法は、①製品質量に対する再生材料の合計質量、②骨材合計質量に対する骨材中の再生材料の合計質量、または、③セメントおよび混和材の合計質量に対するセメントおよび混和材中の再生材料の合計質量のいずれかとする。
また、製品の使用目的が一定の期間で終了し、環境中に放置される可能性のある製品については、A区分の再生材料のみを使用すること。
C区分の再生材料を使用する場合は、原料の前処理または製品の製造工程において、「建設汚泥再生利用マニュアル（平成20年12月、独立行政法人土木研究所編著）~~建設汚泥リサイクル指針（平成11年10月（財）先端建設技術センター編著）~~」に基づく高

度安定処理、焼成または溶融固化されていること。

人工芝生については、繊維部分質量中のリサイクル繊維の質量割合が70%以上であること。あるいは、人工芝生とチップ等の充填材などの構成材全体に使用する表4に示す~~「~~再生材料~~」~~の合計質量が、製品質量全体の70%以上であること。

－以下省略－

表５　コンクリート製品に使用できる再生材料

再生材料の種類	基準配合率（%）
対象「骨材」の基準Ｃ．(17~~5~~)を満たす骨材 対象「セメント」の基準Ｄ．(~~19~~21)～(2~~0~~2)を満たすセメント 対象「コンクリート混和材」の基準Ｅ．(2~~4~~6)を満たす混和材	製品中の再生材料質量 / 製品質量 ×100 ≧50
対象「骨材」の基準Ｃ．(1~~5~~7)を満たす骨材	骨材中の再生材料合計質量 / 骨材質量 ×100 ≧50
対象「セメント」の基準Ｄ．(~~19~~21)～(2~~0~~2)を満たすセメント 対象「コンクリート混和材」の基準Ｅ．(2~~4~~6)を満たす混和材	セメントおよび混和材中の再生材料の合計質量 / セメント質量＋混和材質量 ×100 ≧50

【証明方法】

供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量~~をそれぞれ付属~~証明書に記載すること。

間伐材および低位利用木材については、別表3に規定する証明を提出すること。

C区分の再生原料を使用している製品は、高度安定処理、焼成または溶融固化がされていることの証明書を提出すること。

環境中に放置される可能性のある製品は、A区分の原料のみ使用していることの説明をすること。

~~(37)~~(40)製品中の有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、~~セ素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。－以下省略－

~~(38)~~(41)製品中の有害物質の含有量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第3に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、~~セ素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する含有量基準に適合すること。－以下省略－

~~(39)~~(42)－省略－

~~(40)~~(43)認定基準4-1-3.~~Ⅱ.~~(~~39~~40)、(4~~0~~1)に関する情報を提供できること。

~~(41)~~(44)製品を包装する場合は、リサイクル容易性に配慮されていること。ただし、包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマ骨格にハロゲンを含むプラスチック~~ポリマおよび有機ハロゲン化合物~~を処方構成成分として添加していないこと。－以下省略－

【証明方法】
製品の梱包状態および使用梱包材などを付属証明書に包装材料を具体的に記載すること（図、写真などを用いて補足してよい）。また、包装に使用されるプラスチック材料について、ポリマ骨格へのハロゲン元素~~を含むポリマおよび有機ハロゲン化合物~~の添加の有無を付属証明書に記載すること。

I. 道路標識・区画線

I-１．道路標識板

~~(42)~~(45)－省略－

~~(43)~~(46)反射シート部分のプラスチック素材は、鉛(Pb)系化合物、カドミウム(Cd)系化合物、トリブチルスズ化合物(TBT)、トリフェニルスズ化合物(TPT)、ジブチルスズ化合物(DBT)、ジフェニルスズ化合物(DFT)、モノフェニルスズ化合物(MFT)を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
4-1-2.(~~3~~4)に従って証明すること。

~~(44)~~(47)－省略－

I-２．道路標識用材

~~(45)~~(48)製品は、表6に示す~~「~~再生材料~~」~~の合計質量が製品質量全体の70%以上であること。
－以下省略－

表 6　道路標識用材に使用できる再生材料

材料区分	再生材料		基準配合率(質量%)	
コンクリート	骨材	認定の基準 4-1-3.C.(1~~5~~7)を満たす骨材	コンクリート部分は以下①～③のいずれかを満たすこと ① $\frac{\text{コンクリート中の再生材料質量}}{\text{コンクリート質量}} \times 100 \geqq 50$ ② $\frac{\text{骨材中の再生材料合計質量}}{\text{骨材質量}} \times 100 \geqq 50$ ③ $\frac{\text{セメントおよび混和材中の再生材料の合計質量}}{\text{セメント＋混和材の合計質量}} \times 100 \geqq 50$	
	セメント	認定の基準 4-1-3.D.(~~19~~21)～(2~~0~~2)を満たすセメント		
	コンクリート混和材	認定の基準 4-1-3.E.(2~~4~~6)を満たすコンクリート混和材		
プラスチック	再生プラスチック		道路鋲	再生プラスチック/全プラスチック×100=100
			その他の道路標識用材	再生プラスチック/全プラスチック×100≧70[60]
ガラス	ガラスカレット		ガラスカレット/全ガラス材料×100＝100	
木材、木質材料	再・未利用木材		(間伐材･小径材+廃木材+低位利用木材)/全木質材料×100=100	

【証明方法】
供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量~~をそれぞれ付属~~証明書に記載す

ること。
間伐材および低位利用木材については、別表3に規定する証明を提出すること。

~~(46)~~(49)製品中の有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 2 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、~~ヒ素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。－以下省略－

~~(47)~~(50)製品中の有害物質の含有量について、土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 3 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、~~ヒ素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する含有量基準に適合すること。－以下省略－

~~(48)~~(51)－省略－

~~(49)~~(52)－省略－

~~(50)~~(53)－省略－

~~(51)~~(54)施工、使用、維持、管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルを有し、当該製品を使用する施工者および構造物の所有者に配付すること。なお、マニュアルには以下の内容についての記載があること。

a. 認定基準4-1-3.(48)～(50)（再生材料の使用、~~施工時および使用・維持・管理時の~~製品中の有害物質）に関する情報（詳細については、問い合わせも可であることを明記する）－以下省略－

~~(52)~~(55)製品の包装は、リサイクル容易性に配慮されていること。包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマ骨格にハロゲンを含むプラスチック~~ポリマおよび有機ハロゲン化合物~~を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
製品の梱包状態および使用梱包材などを付属証明書に包装材料を具体的に記載すること（図、写真などを用いて補足してよい）。また、包装に使用されるプラスチック材料について、ポリマ骨格への~~ハロゲン~~元素~~を含むポリマおよび有機ハロゲン化合物~~の添加の有無を付属証明書に記載すること。

I-３．区画線（路面表示塗料用ガラスビーズ）

~~(53)~~(56)－以下省略－

~~(54)~~(57)製品の包装は、リサイクル容易性に配慮されていること。ただし、包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマ骨格にハロゲンを含むプラスチック~~ポリマおよび有機ハロゲン化合物~~を処方構成成分として添加していないこと。包装資材などに金属を用いるものにあっては、廃棄時にリサイクルが容易であるように、分離・分別の設計がなされていること。

【証明方法】
製品の梱包状態および使用梱包材などを付属証明書に包装材料を具体的に記載する

こと（図、写真などを用いて補足してよい）。また、包装に使用されるプラスチック材料について、ポリマ骨格への~~を含むポリマおよび有機ハロゲン化合物~~ハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

~~(55)製品中の有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた特定有害物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準について適合すること。~~

~~【証明方法】~~

~~第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果の証明書類をそれぞれ提出すること。~~

~~(56)~~(58)製品に使用される着色剤などは、カドミウム、鉛、水銀、クロム、~~ヒ素~~砒素、セレンおよびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。－以下省略－

~~(57)~~(59)【認定基準4-1-2.(6)及び4-1-3. (58~~7~~)（製品中の有害物質）に~~係~~関する情報を製品のマニュアルに表示していること。－以下省略－

J．仮設材

~~(58)~~(60)製品は、表7に示す再生材料の配合率が製品質量全体の70%以上であること。－以下省略－

表 7　仮設材に使用できる再生材料

材料区分	再生材料		基準配合率(質量%)
コンクリート	骨材	認定の基準4-1-3.C.(1~~5~~7)を満たす骨材	コンクリート部分は以下①～③のいずれかを満たすこと ① $\frac{\text{コンクリート中の再生材料質量}}{\text{コンクリート質量}} \times 100 \geqq 50$ ② $\frac{\text{骨材中の再生材料合計質量}}{\text{骨材質量}} \times 100 \geqq 50$ ③ $\frac{\text{セメントおよび混和材中の再生材料の合計質量}}{\text{セメント＋混和材の合計質量}} \times 100 \geqq 50$
	セメント	認定の基準4-1-3.D.(~~19~~21)～(2~~0~~2)を満たすセメント	
	コンクリート混和材	認定の基準4-1-3.E.(2~~4~~6)を満たすコンクリート混和材	
プラスチック	再生プラスチック		再生プラスチック/全プラスチック×100≧50[25]
ガラス	ガラスカレット		ガラスカレット/全ガラス材料×100＝100
木材、木質材料	再・未利用木材		(間伐材･小径材+廃木材+低位利用木材)/全木質材料×100=100
紙	古紙パルプ		古紙パルプ/パルプ×100=100 剥離剤を使用しない型枠の配合率は以下を満たすこと 古紙パルプ/パルプ×100≧95
ゴム	再生ゴム		再生ゴム/全ゴム×100=100[50]

【証明方法】

供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量~~をそれぞれ付属~~証明書に記載すること。
間伐材および低位利用木材については、別表3に規定する証明を提出すること。

~~(59)~~(61)製品中の有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、~~七素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。－以下省略－

~~(60)~~(62)製品中の有害物質の含有量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第3に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、~~七素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する含有量基準に適合すること。－以下省略－

~~(61)~~(63)製品は、クロム、カドミウム、~~七素~~砒素を処方構成成分として添加していないこと。－以下省略－

~~(62)~~(64)－省略－

~~(63)~~(65)－省略－

K．道路用材

K-１．道路照明

~~(64)~~(66)－省略－

~~(65)~~(67)－省略－

K-２．高性能騒音低減装置

~~(66)~~(68)－省略－

~~(67)~~(69)－省略－

K-３．その他の道路用材

~~(68)~~(70)製品は、表8に示す再生材料の合計質量が製品質量全体の50%以上であること。且つ、各再生材料は表8に定める材料区分ごとの基準配合率を満たすこと。
ただし、再生ゴムを主材料とする製品は、表8に定める材料区分ごとの基準配合率を適用せず、再生ゴムの合計質量が製品質量全体の20%以上であること。
JIS K6735「プラスチック-ポリカーボネイト板-タイプ,寸法及び特性」に規定されるプラスチックを主材料とする遮音壁は、構造体を除くプラスチック部分に、表8に示す~~「~~再生材料~~」~~を基準配合率以上使用していること。－以下省略－

表 8　道路用材に使用できる再生材料

材料区分	再生材料		基準配合率(質量%)
コンクリート	骨材	認定の基準 4-1-3.C.(1~~5~~7)を満たす骨材	コンクリート部分は以下①～③のいずれかを満たすこと ① $\frac{\text{コンクリート中の再生材料質量}}{\text{コンクリート質量}} \times 100 \geqq 50$
	セメン	認定の基準	

	ト	4-1-3.D.(~~19~~21) ～(2~~0~~2)を満たすセメント	② $\frac{\text{骨材中の再生材料合計質量}}{\text{骨材質量}}$ ×100 ≧50 ③ $\frac{\text{セメントおよび混和材中の再生材料の合計質量}}{\text{セメント＋混和材の合計質量}}$×100 ≧50
	コンクリート混和材	認定の基準 4-1-3.E.(2~~4~~6)を満たすコンクリート混和材	
プラスチック	再生プラスチック		再生プラスチック/全プラスチック×100≧70[60]
ガラス	ガラスカレット		ガラスカレット/全ガラス材料×100＝100
木材、木質材料	再・未利用木材		(間伐材･小径材+廃木材+低位利用木材)/全木質材料×100=100
ゴム	再生ゴム		再生ゴム/全ゴム×100=30

【証明方法】
供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量~~をそれぞれ付属~~証明書に記載すること。
間伐材および低位利用木材については、別表3に規定する証明を提出すること。

~~(69)~~(71)製品中の有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、~~七素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。－以下省略－

~~(70)~~(72)製品中の有害物質の含有量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第3に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、~~七素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する含有量基準に適合すること。ただし、鋼材など金属部分については、他の試験方法等により確認することでもよい。－以下省略－

~~(71)~~(73)－省略－

~~(72)~~(74)－省略－

~~(73)~~(75)－省略－

L. 上・下水道材

~~(74)~~(76)製品は、以下のa.またはb.のいずれかに適合すること。

a. 透水性コンクリートを使用する製品
透水係数が1×10^{-2}cm/sec以上であること。

b. 表9に示す再生材料の合計質量が製品質量全体の50%以上であること。且つ、各再生材料は表9に定める基準配合率を満たすこと。

表 9　上・下水道材に使用できる再生材料

材料区分	再生材料		基準配合率(質量%)
コンクリート	骨材	認定の基準 4-1-3.C.(1~~5~~7)を満たす骨材	コンクリート部分は以下①～③のいずれかを満たすこと ① $\frac{\text{コンクリート中の再生材料質量}}{}$ ×100 ≧50

	セメント	認定の基準 4-1-3.D.(~~19~~21) ～(2~~0~~2)を満たすセメント	コンクリート質量 ② 骨材中の再生材料合計質量 / 骨材質量 ×100 ≧50 ③ セメントおよび混和材中の再生材料の合計質量 / セメント＋混和材の合計質量 ×100 ≧50
	コンクリート混和材	認定の基準 4-1-3.E.(2~~4~~6)を満たすコンクリート混和材	
プラスチック	~~再生硬質塩化ビニル~~		~~再生硬質塩化ビニル/全硬質塩化ビニル×100≧50~~
	再生プラスチック ~~(硬質塩化ビニルを除く)~~		再生プラスチック/全プラスチック×100≧70[60]

【証明方法】
a.については、透水係数に関する試験結果を提出すること。
b.については、供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量~~をそれぞれ付属~~証明書に記載すること。

~~(75)~~(77)製品中の有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、~~ヒ素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。－以下省略－

~~(76)~~(78)製品中の有害物質の含有量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第3に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、~~ヒ素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する含有量基準に適合すること。－以下省略－

~~(77)~~(79)－省略－

~~(78)~~(80)製品は、クロム、カドミウム、~~ヒ素~~砒素を処方構成成分として添加していないこと。－以下省略－

~~(79)再生硬質塩化ビニル製品、再生プラスチック製品については、廃棄時にリサイクルのルートが確立しており、製品中プラスチック部分の70%以上（ただし、本基準制定後、2年間は50%以上で可とする）が回収され、回収されたプラスチックの60%以上がマテリアルリサイクルされることが確かであること。回収されたプラスチックの残りの部分については、エネルギー回収などの利用がなされること。~~

~~【証明方法】~~
~~リサイクルのルートに関する説明書、回収率、マテリアルリサイクル率などの資料を提出すること。新規開発製品などについては、リサイクルルートの確立、リサイクル率達成の可能性に関する資料（リサイクルシステムの全体像、回収方法、リサイクル方法、リサイクル率達成の担保など）を提出すること。~~

~~(80)~~(81)－省略－

~~(81)~~(82)製品の包装は、リサイクル容易性に配慮されていること。ただし、包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマ骨格にハロゲンを含むプラスチック~~ポリマおよび有機ハロゲン化合物~~を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
製品の梱包状態および使用梱包材などを付属証明書に包装材料を具体的に記載すること（図、写真などを用いて補足してよい）。また、包装に使用されるプラスチック材料について、ポリマ骨格への~~ハロゲン~~元素~~を含むポリマおよび有機ハロゲン化合物~~の添加の有無を付属証明書に記載すること。

M. 橋梁・河川・港湾用材

~~(82)~~(83)防げん材・ゴム製タラップについては、H.造園・緑化材表4および表5に示す~~「~~再生材料~~」~~の合計質量が製品質量全体の70%以上であること。且つ、製品に使用する全ゴム中の再生ゴムの質量割合が100%であること。

水路補修パネルについては、H.造園・緑化材表4および表5に示す~~「~~再生材料~~」~~の合計質量が製品質量全体の50%以上であること。

表4のC区分の再生材料を使用する場合は、原料の前処理または製品の製造工程において、「建設汚泥再生利用マニュアル（平成20年12月、独立行政法人土木研究所編著）~~建設汚泥リサイクル指針（平成11年10月（財）先端建設技術センター編著）~~」に基づく高度安定処理、焼成または溶融固化されていること。

【証明方法】
再生材料供給事業者の発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、配合率、管理方法を製品重量~~をそれぞれ付属~~証明書に記載すること。
間伐材および低位利用木材については、別表3に規定する証明を提出すること。
C区分の再生材料を使用している製品は、高度安定処理、焼成または溶融固化がされていることの証明書を提出すること。

~~(83)~~(84)防げん材、ゴム製タラップ、水路補修パネルの製品中の有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 2 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。－以下省略－

~~(84)~~(85)－省略－

~~(85)~~(86)－省略－

~~(86)~~(87)－省略－

~~(87)~~(88)鋼矢板護岸緑化用植栽フィンは、鋼矢板護岸に取り付け可能で、多年草抽水植物の育成基盤となる土壌を保持した緑化用植栽フィンで－以下省略－

【証明方法】
以下の項目について~~次の~~証明~~を行う~~する こと。

- a. 寸法形状、材質など、製品仕様について具体的に記載した資料を提出すること。
- b. 施工方法について具体的に記載した資料を提出すること。また、施工方法が複数ある場合は各々について示すこと。
- c. 植物で鋼矢板面を覆い隠すことが可能となる根拠について、具体的に記載した資料を提出すること。また、施工方法が複数ある場合において、施工方法ごとに根拠が異なる場合については、各々の施工方法について根拠を示すこと。

~~(88)~~(89)魚礁および増殖基質材は、再生材料として貝殻を使用しており、再生材料の配合割合が、製品全体から鋼材を除いた部分の質量に対して60%以上使用していること。コンクリートのみで構成される製品は、表10に示す~~「~~再生材料~~」~~を基準配合率以上使用していること。－以下省略－

表 10　コンクリート製品に使用できる再生材料

再生材料の種類	基準配合率（%）
対象「骨材」の基準C．(1~~5~~7)を満たす骨材 対象「セメント」の基準D．(~~19~~21)～(2~~0~~2)を満たすセメント 対象「コンクリート混和材」の基準E．(2~~4~~6)を満たす混和材	$\frac{\text{製品中の再生材料合計質量}}{\text{製品質量}} \times 100 \geqq 50$
対象「骨材」の基準C．(1~~5~~7)を満たす骨材	$\frac{\text{骨材中の再生材料合計質量}}{\text{骨材質量}} \times 100 \geqq 50$
対象「セメント」の基準D．(~~19~~21)～(2~~0~~2)を満たすセメント 対象「コンクリート混和材」の基準E．(2~~4~~6)を満たす混和材	$\frac{\text{セメントおよび混和材中の再生材料の合計質量}}{\text{セメント質量＋混和材質量}} \times 100 \geqq 50$

【証明方法】
供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量~~をそれぞれ付属~~証明書に記載すること。－以下省略－

~~(89)~~(90)魚礁および増殖基質材からの有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、~~セ素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。－以下省略－

N．その他資材

N-1．ドレーン材、埋戻材

~~(90)~~(91)製品は、表11に示す~~「~~再生材料~~」~~の配合率が製品質量全体の70%以上であること。B区分の再生材料を使用する場合は、原料の前処理または製品の製造工程において、「建設汚泥再生利用マニュアル（平成20年12月、独立行政法人土木研究所編著）~~建設汚泥リサイクル指針（平成11年10月（財）先端建設技術センター編著）~~」に基づく高度安定処理、焼成または溶融固化されていること。－以下省略－

【証明方法】

供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量~~をそれぞれ付属~~証明書に記載すること。
B区分の再生材料を使用している製品は、~~「建設汚泥リサイクル指針」に基づく~~高度安定処理、焼成または溶融固化がされていることの証明書を提出すること。

~~(91)~~(92)－省略－

~~(92)~~(93)製品中の有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた全ての特定有害物質に関する溶出量基準に適合すること。ただし、溶融処理をした再生材料のみを用いる常温成形品、溶融品および焼成品については、溶出量基準で対象とする物質をカドミウム、鉛、六価クロム、~~ヒ素~~砒素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素の8種とする。スラグ類については、「スラグ類の化学物質試験方法」JIS K 0058-1により試験を行うことを可とする。－以下省略－

~~(93)~~(94)製品中の有害物質の含有量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第3に挙げられた全ての特定有害物質に関する含有量基準に適合すること。ただし、溶融処理をした再生材料のみを用いる常温成形品、溶融品および焼成品については、含有量基準で対象とする物質をカドミウム、鉛、六価クロム、~~ヒ素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素の8種とする。スラグ類については、「スラグ類の化学物質試験方法」JIS K 0058-2により試験を行うことを可とする。－以下省略－

~~(94)~~(95)－省略－

~~(95)~~(96)認定基準4-1-3.(9~~4~~3)、(9~~5~~4)、(9~~6~~5)に関する情報を提供できること。－以下省略－

N-２．緑化基盤材

~~(96)~~(97)製品は、表12に示す~~「~~再生材料~~」~~の配合率が製品質量全体の70%以上であること。
B区分の再生材料を使用する場合は、原料の前処理または製品の製造工程において、「建設汚泥再生利用マニュアル（平成20年12月独立行政法人土木研究所編著）~~建設汚泥リサイクル指針（平成11年10月（財）先端建設技術センター編著）~~」に基づく高度安定処理、焼成または溶融固化されていること。

【証明方法】
供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量~~をそれぞれ付属~~証明書に記載すること。
間伐材および低位利用木材については、別表3に規定する証明を提出すること。
B区分の再生材料を使用している製品は、~~「建設汚泥リサイクル指針」に基づく~~高度安定処理、焼成または溶融固化がされていることの証明書を提出すること。

表 12　緑化基盤材に使用できる再生材料

再　生　材　料

A 区分	鉱業・採石廃棄物類	採石および窯業廃土、珪砂水簸時の微小珪砂(キラ)
	金属工業廃棄物類	鉄鋼スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、銅スラグ、フェロニッケルスラグ、電気炉スラグ
	その他の産業型廃棄物類	石炭灰、貝殻、石膏（脱硫石膏を含む）、ロックウール、再生ゴム、再･未利用木材（建設発生木材のうち、建築解体木材~~（建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および本質材料）~~を除く）
	一般廃棄物および下水道汚泥の溶融固化物	
B 区分	生活・自然発生汚泥類	上水道汚泥、湖沼などの汚泥
	産業発生汚泥類	製紙スラッジ、アルミスラッジ、メッキスラッジ、研磨スラッジ
	建設汚泥	

~~(97)~~(98)製品中の有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた全ての特定有害物質に関する溶出量基準に適合すること。ただし、溶融処理をした再生材料のみを用いる常温成形品、溶融品および焼成品については、溶出量基準で対象とする物質をカドミウム、鉛、六価クロム、~~ヒ素~~砒素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素の8物質とする。－以下省略－

~~(98)~~(99)製品中の有害物質の含有量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第3に挙げられた全ての特定有害物質に関する含有量基準に適合すること。ただし、溶融処理をした再生材料のみを用いる常温成形品、溶融品および焼成品については、含有量基準で対象とする物質をカドミウム、鉛、六価クロム、~~ヒ素~~砒素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素の8物質とする。－以下省略－

~~(99)~~(100)－省略－

N-３．非塩化物系凍結防止剤・防滑材

~~(100)~~(101)－省略－

~~(101)~~(102)－省略－

N-４．のり面防護網（環境配慮型落石防止工、環境配慮型のり面崩落防止工）

~~(102)~~(103)－省略－

~~(103)~~(104)－省略－

N-５．埋設標識シート

~~(104)~~(105)製品は、表13に示す~~「~~再生材料~~」~~の配合率が製品質量全体（アルミニウムフィルムを除く）の40%以上であること。

【証明方法】
供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量~~をそれぞれ付属~~証明書に記載すること。

N-６．地中埋設ケーブル保護管

~~(105)~~(106)製品の原料は、表14に示す~~「~~再生材料~~」~~の配合率が製品質量全体の50%以上であること。B区分の再生材料を使用する場合は、原料の前処理または製品の製造工程

において、「建設汚泥再生利用マニュアル（平成20年12月独立行政法人土木研究所編著）」に基づく高度安定処理、焼成または溶融固化されていること。

【証明方法】
供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量~~をそれぞれ付属~~証明書に記載すること。
B区分の再生材料を使用している製品は、~~「建設汚泥リサイクル指針」に基づく~~高度安定処理、焼成または溶融固化がされていることの証明書を提出すること。

(107)製品中の有害物質の溶出量について、土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 2 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。スラグ類については、「スラグ類の化学物質試験方法」JIS K 0058-1 により試験を行うことを可とする。

【証明方法】
第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果の証明書類を提出すること。

N-７．止水板

~~(106)~~(108)製品は、~~「~~再生材料~~」~~の配合率が表15に示す基準配合率を満たすこと。

【証明方法】
供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量~~をそれぞれ付属~~証明書に記載すること。

N-８．目地材、目地板

~~(107)~~(109)製品は、~~「~~再生材料~~」~~の配合率が表16に示す基準配合率を満たすこと。

【証明方法】
供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量~~をそれぞれ付属~~証明書に記載すること。
間伐材および低位利用木材については、別表3に規定する証明を提出すること。

N-９．地盤改良材

~~(108)~~(110)製品は、石炭灰、石膏（脱硫石膏を含む）、地盤改良用製鋼スラグ、製紙スラッジの配合率が製品質量全体の60%以上であること。製紙スラッジを使用する場合は、原料の前処理または製品の製造工程において、焼成または溶融固化されていること。

【証明方法】
供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量~~をそれぞれ付属~~証明書に記載す

ること。
製紙スラッジを使用している製品は、焼成または溶融固化がされていることの証明書を提出すること。

~~(109)~~(111)製品中の有害物質の含有量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第3に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、~~ヒ素~~砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する含有量基準に適合すること。スラグ類については、「スラグ類の化学物質試験方法」JIS K 0058-2により試験を行うことを可とする。

~~(110)製品は、アスベストを含有しないこと。~~
~~建築物の解体に伴って廃棄された石膏ボードをリサイクルした製品は、アスベスト、ヒ素、カドミウムを含有していたと判明している製品を分別・除去すること。なお、除外するべき具体的な廃石膏ボードは、「石膏ボード製品におけるアスベストの含有について」(社団法人 石膏ボード工業会)、「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」（建設副産物リサイクル広報推進会議）などを参考に選定すること。~~
~~石膏ボード加工製品の製造工場や新築工事現場で廃棄された石膏ボードのみをリサイクルした製品は、再生材料にアスベストが含有していないので、分析を行う必要はない。~~

~~【証明方法】~~
~~申込者は付属証明書へ本項目の適合状況を記入すること。アスベスト、ヒ素、カドミウムを含有していたと判明している製品を分別・除去している場合は、分別・除去の具体的な方法を報告すること。なお、分析調査による判定の場合は、トレモライト等6種の石綿が0.1%を超えて含有しないことを平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」で示されている「JIS A1481 建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（2008）などに準拠する方法によること。~~

N-１０．ケーブルトラフ

~~(111)~~(112)製品は、使用する全プラスチック中の再生プラスチックの質量割合が80%以上であること。

【証明方法】
~~付属証明書に全プラスチック中の再生プラスチックの質量割合を記載し、~~原料供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量証明書に記載すること。

４-２．品質に関する基準と証明方法

４-２-１．共通基準と証明方法

４-２-２．材料に関する基準と証明方法

４-２-３．個別製品に関する基準と証明方法

―省略―

N.その他資材

N-1.ドレーン材、埋戻材

~~(147)~~(148)建設汚泥をドレーン材、埋戻材に使用する製品は、建設汚泥処理土~~再生~~利用技術基準~~案~~（平成18年6月12日、国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号~~平成11年3月建設省技調第71号~~）を満たすこと。また、「建設汚泥再生利用マニュアル（平成20年12月、独立行政法人土木研究所編著）~~建設汚泥リサイクル指針（平成11年10月（財）先端建設技術センター編著）~~」に準拠していること。

【証明方法】
建設汚泥の使用の有無を付属証明書に記載すること。建設汚泥を使用する製品は、建設汚泥処理土~~再生~~利用技術基準~~案~~および建設汚泥再生利用マニュアル~~建設汚泥リサイクル指針~~に適合することの証明書を提出すること。

N-2.緑化基盤材

~~(150)~~(151)建設汚泥を緑化基盤材に使用する製品は、建設汚泥~~再生~~処理土利用技術基準~~案~~（平成18年6月12日、国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号~~平成11年3月建設省技調第71号~~）を満たすこと。また、「建設汚泥再生利用マニュアル（平成20年12月、独立行政法人土木研究所編著）~~建設汚泥リサイクル指針（平成11年10月（財）先端建設技術センター編著）~~」に準拠していること。

【証明方法】
建設汚泥の使用の有無を付属証明書に記載すること。建設汚泥を使用する製品は、建設汚泥処理土~~再生~~利用技術基準~~案~~および建設汚泥再生利用マニュアル~~建設汚泥リサイクル指針~~に適合することの証明書を提出すること。

別表 1　対象製品

対　　象　　名		
上・下水道材	雨水浸透施設	(88) 浸透ます (89) 浸透マンホール (90) 浸透井 (91) 浸透管・浸透トレンチ管 (92) 雨水貯留型浸透多孔板溝 (93) 浸透ボックスカルバート (94) 雨水浸透槽
	~~再生硬質塩化ビニル製品~~	~~(95) AS-58 排水用リサイクル硬質塩化ビニル管~~ ~~(96) AS-62 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管~~ ~~(97) PMMS300 硬質塩化ビニル製ます・マンホール用リサイクル三層立上がり部~~
橋梁・河川・港湾用材		(9~~8~~5) 防げん材・ゴム製タラップ (9~~9~~6) 港湾築堤マット (~~100~~97) 蛇かご (~~101~~98) 特殊型ふとんかご (~~102~~99) 不透過型鋼製砂防堰堤 (10~~3~~0) 透過型鋼製砂防堰堤 (10~~4~~1) 鋼矢板護岸緑化用植栽フィン (10~~5~~2) 魚礁・増殖基質材 (10~~6~~3) 水路補修パネル
その他資材		(10~~7~~4) ドレーン材 (10~~8~~5) 緑化基盤材 (10~~9~~6) 埋戻材 (1~~10~~07) のり面防護網 (環境配慮型落石防止工、環境配慮型のり面崩落防止工) (1~~11~~08) 非塩素系凍結防止剤・防滑材 (1~~12~~09) 埋設標識シート (11~~3~~0) 地中埋設ケーブル保護管 (11~~4~~1) 止水板 (11~~5~~2) 目地材、目地板 (11~~6~~3) 地盤改良材 (11~~7~~4) ケーブルトラフ

別表 3　間伐材及び低位利用木材に関する基準及び証明事項~~用語の定義に規定する森林認証について~~

原料が間伐材を使用する場合は、産地、樹種、数量、植栽年を記載した産地証明書と対象となる林分の写真（間伐が行われたことがわかるもの）を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。

原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。

・森林の種類（天然生林、人工林）、産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。

・どのような状況（病虫獣害・災害を受けた、曲がり材あるいは小径材であるなど）で産出された木材であるか。小径材については、施業方法、末口径などを報告すること。

低位利用木材のうち小径材を使用する場合で、以下の a あるいは b に該当する場合については、下表に示す第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類をあわせて提出すること。

a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径材

b. 人工林において皆伐、群状拓伐および帯状拓伐によって産出された丸太から得られる小径材

表　森林認証に関する要求事項

認証の基準について	・経済的、生態学的かつ社会的利益のバランスを保ち、アジェンダ 21 および森林原則声明に同意し、関連する国際協定や条約を順守したものであること。
	・確実な要求事項を含み、持続可能な森林にむけて促進し方向付けられているものであること。
	・全国的あるいは国際的に認知されたものであり、また生態学的、経済的かつ社会的な利害関係者が参加可能な開かれたプロセスの一部として推奨されていること。
認証システムについて	・認証システムは、透明性が高く、幅広く全国的あるいは国際的な信頼性を保ち、要求事項を検証することが可能であること。
認証組織・団体について	・公平で信頼性が高いものであること。要求事項が満たされていることを検証することが可能で、その結果について伝え、効果的に要求事項を実行することが可能なものであること。

低位利用木材のうち、原料に竹を使用する場合は、以下について記載した証明書と竹林の周辺の写真または地図を提出すること。

・竹の種類、産地、周辺の状況、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることの説明、管理計画、数量。

別表 4　環境情報表示

対　象　製　品	環　境　情　報　表　示	表示
上記以外の再生材料を使用した対象製品 パターン１ …再生材料配合率を計算する分母を製品全体とするもの	（下段表示） 再生材料を使用　〇% 粗骨材、セメント または 再生材料を使用　〇%以上 粗骨材、セメント *使用した再生材料名、〇にその配合率を記載すること(整数値 1 桁目以下切り捨て)。 *使用した再生材料が複数種類の場合は、配合率の多い順に上位 2 種類を記載し、〇には再生材料の合計の配合率を記載すること(小数点以下切り捨て。整数値 1 桁目以下切り捨てでもよい)。 *同一商品区分内で該当再生材料の配合率が異なる場合、同一商品区分の最低値を記載すること。	
パターン 2 …再生材料配合率を計算する分母を認定基準で定める材料区分とするもの	（下段表示） △△中に 再生材料を使用　〇% または △△中に 再生材料を使用　〇%以上 *△△は、配合率の算出にあたって分母とした材料区分の名称を記載すること。 *〇には再生材料の配合率を記載すること(小数点以下切り捨て。整数値 1 桁目以下切り捨てでもよい)。 *同一商品区分内で該当再生材料の配合率が異なる場合、同一商品区分の最低値を記載すること。	

解説

「土木製品 Version1.13」

2009 年 11 月 4 日改定

1. 対象について

1-3.骨材

コンクリート用骨材を対象とした。~~軽量骨材などや、~~パルプ灰を主原料にした骨材など一般的でない製品は対象外とした。

1-17.上・下水道材

金属製品は、鋼材と同様の考え方で対象外とした。上水道用製品は、特段の環境配慮を行っている製品はないため対象外とした。なお、再生硬質塩化ビニル製品については、2009 年 11 月 4 日改定によりエコマーク商品類型 No.138「建築製品（材料系の資材）Version1.5」に一本化したため、本商品類型の対象製品から削除した。

2. 認定の基準について

2-1-7.舗装用材

E. 使用・維持・管理段階

◇E－8（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)　製品からの有害物質の溶出および含有

原料となる使用済みゴムは使用履歴によっては有害物質による汚染などが考えられる。セメントおよび骨材と同様の考え方で、「土壌汚染対策法施行規則」に定める特定有害物質に対する~~含有量および~~溶出量の指定基準に従い、製品中の有害物質濃度を規定することとした。

再生路盤材および再生アスファルト混合物における建設汚泥の~~配合~~使用については、建設汚泥再生利用マニュアル~~建設汚泥リサイクル指針~~に基づく高度安定処理、焼成または溶融固化することを条件とした。

2-1-12.上・下水道材

G. リサイクル段階

◇G－9（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1)　再生硬質塩化ビニル製品、再生プラスチック製品については、廃棄時にリサイクルのルートが確立しており、製品中プラスチック部分の 70%以上（ただし、本基準制定後、2 年間は 50%以上で可とする）が回収され、回収されたプラスチックの 60%以上がマテリアルリサイクルされることが確かであること。回収されたプラスチックの残りの部分

については、エネルギー回収などの利用がなされること。

上･下水道の維持･管理により、定期的にかつ大量に製品が廃棄されることが考えられるが、管理者が明確であるため効率的に廃棄物を回収することができる。また、プラスチックについては関係業界をあげて回収と再利用に取り組んでおり、エコマークにおいてもリサイクルルートの活用を促進するため、本項目は基準を策定する項目として選定した。なお、2009 年 11 月 4 日の改定により、再生硬質塩化ビニル製品が対象製品から削除されたため、本項目も合わせて削除された。

2-1-13.橋梁・河川・港湾用材

A. 資源採取段階

◇A－8（有害物質などの発生・処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

(1)　有害物質の含有など

(1)については、それぞれの再生材料について別途検討が行われていることから、その基準に従うこととした。

2-1-14.その他資材

2-1-14-1.ドレーン材、埋戻材

A. 資源採取段階

◇A－1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)　再生材料の使用

ドレーン工法や埋め戻しに使用される資材は様々な原料、形状のものがあるが、粒状の固形物を対象としていることから、エコマーク認定基準 No.109「タイル・ブロック」において再生材料として認めているものを参考とし、有機物・骨材・セメントを除き、由来の明確な原料を再生材料として加工するものを採用した。また、プラスチック製あるいはゴム製のドレーン材は、成形加工品、繊維を編んだ加工品を対象とし、粒状の物は対象外とした。

ただし、汚泥類については、原料と製品の区別を明確にする必要があると考えられることから、原料の前処理または製品の製造工程において、焼成または溶融固化を求めることとした。

2-1-14-6.地中埋設ケーブル保護管

A. 資源採取段階

◇A－1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)　再生材料の使用

再生材料の利用促進を図ることとし、基準を策定する項目として選定した。

◇A－8（有害物質などの発生・処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

(1)　有害物質の含有など

(1)については、それぞれの再生材料について別途検討が行われていることから、その基準に従うこととした。

2-1-14-9.地盤改良材

E.　使用・維持・管理段階

◇E－8（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)　製品からの有害物質の含有

製品は土と併せて使用されることから、土壌汚染の原因とならないレベルの安全性を確保する必要があり、本項目は基準を策定する項目として選定した。

廃石膏ボードは、今後、排出量が増加すると予測されており、処分場を圧迫する懸念があることから、その有効利用方法が検討されている。廃石膏ボードには、工場や新築現場から排出される廃石膏ボードと建築物の解体現場から排出される石膏ボードがある。古い製品の一部ではアスベストが混入した製品が、少量ではあるが存在する。また、アスベストが付着した石膏ボードは、法律上リサイクルすることはできず、適正に処分することが定められているものの、完全に除外できるか心配な部分もある。エコマークとしては安全を重視し、廃石膏ボードを~~地盤改良材として~~使用する製品については、アスベストの含有の有無について分析を行い、含有がないことを確認したうえで認定することとした。